

「社会的」ひきこもり・若者支援近畿交流会 規約

第1条「名称」：この会は“「社会的」ひきこもり・若者支援近畿交流会”（略称：若者支援近畿）といたします。

第2条「事務局」：この会の事務局は、当面「NPO法人ニューワークス」内に置きます。

（大阪市西区南堀江3-15-7 堀江ヴィラ5A, ☎06-6616-9136,

Email : kinki_koryukai_info@ybb.ne.jp)

第3条「目的」：この会は、2014年2月に行われた「第9回社会的ひきこもり支援者全国実践交流会 in 大阪」に集まった近畿地区の支援者・支援機関から、今後も学習・交流を続けようとの思いを受けて始まったものです。

この会の目的は、近畿地区の「社会的」ひきこもりなど困難な状況におかれた若者たちと、そのような若者を支える支援者・支援機関が、多様な協同を通じて、若者の自立とより生きやすい社会の創造を目指していくこととします。

第4条「活動」：この会は次の活動を行います。

(1) 近畿地区の支援者・支援機関の学習・交流の場として、定期的に交流会を開催するとともに、年1回程度の“近畿地区「社会的」ひきこもり・若者支援のつどい”を開催します。

(2) 事務局内に若手支援者・ピアサポーター・当事者などによるプロジェクトチームを設置し、各種プロジェクトを推進します。

(3) 若手支援者・ピアサポーターの人材育成を、関連機関と連携しながら実施します。

(4) 行政機関・研究機関・企業などとの連携を図り、協同実践のためのモデル事業（中間的企業など）を推進します。

(5) 全国若者・ひきこもり協同実践交流会に積極的に参加するとともに、若者支援全国協同連絡会の運営について提言を行います。

(6) その他目的の推進にかかる事業をおこないます。

第5条「構成」：この会は、以上の目的や活動に賛同する団体・個人をもって構成します。

第6条「運営」：この会は、運営委員会を置き、運営委員（近畿地区各府県支援機関から推薦、交流会で承認）の合議によって運営します。事務局を置き、会の日常業務を行います。

第7条「役員」：運営委員会には、代表1名と事務局長1名を置きます。

代表 石井 守（社会福祉法人つむぎ福祉会 理事長）

事務局長 古庄 健（若者支援全国協同連絡会 常任事務局員）

第8条「財政」：この会は、当面さまざまな寄付金と助成金をもってまかさないです。

第9条「関係団体」：この会は、近畿地区の“「ひきこもり」家族交流会”及び「当事者交流会」（設立予定）と連携します。

第10条「事業年度」：この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

附則：この規約は、2015年10月1日から施行します。